

## 仮想サーバホスティングサービス利用規則

[平成29年3月15日 学術情報メディアセンター長裁定]

### (目的)

第1条 この規則は、京都大学学術情報メディアセンター利用規程第12条の規定に基づき、学術情報メディアセンター（以下「センター」という。）の大型計算機システムにおいて汎用コンピュータシステムを利用して行う仮想サーバホスティングサービス（以下「本サービス」という。）に関する事項について定めることを目的とする。

### (定義)

第2条 本サービスは、スーパーコンピュータシステムの利用のためのデータ収集やその成果の情報発信・広報のために利用する仮想専用サーバ環境を提供する。

### (利用者の要件)

第3条 本サービスの利用者は、以下の要件を満たす必要がある。

- (1) 京都大学学術情報メディアセンター利用規程第3条が定める全国共同利用のスーパーコンピュータシステムの利用者であること。
- (2) 指定の様式により利用申請を行い、センター長からの利用承認を得ていること。

### (利用者の義務)

第4条 利用者は以下の義務を負う。

- (1) 利用者は、利用申請や継続、中止等の手続きを行うとともに、センターとの連絡を担うものとする。
- (2) 京都大学全学情報システム利用規則その他センター長が本サービスの利用に関して定める規則等を遵守すること。
- (3) 利用者から、仮想サーバ上にアカウントを付された研究協力者等の第三者（「2次利用者」という。）の管理責任を負うこと。

### (利用期間)

第5条 本サービスの利用期間は、利用開始日から当該年度末までとする。

- 2 利用者は、本サービスの利用を中止したい場合、1ヶ月前までに利用の中止申請を提出するものとする。

### (利用負担金)

第6条 本サービスに関する利用者の負担金は、京都大学大型計算機システム利用負担金規程による。

### (変更の届出)

第7条 利用者は、利用承認のあった事項に変更が生じた場合は、指定の様式により速やかに届け出なければならない。その際、本サービスの利用要件を満たさなくなった場合は、

サービスを停止するものとする。

(サービスの中断)

第8条 本サービスは、電気設備の保守・工事や、サーバのハードウェア・ソフトウェアの更新、サーバやネットワークの障害など、やむを得ない場合に中断することがある。中断はできるだけ短時間になるようにし、また事前に利用者に通知するようつとめるものとするが、緊急時はこの限りではない。

(障害等対応・利用者対応)

第9条 本サービスにおいて、障害等への対応及び利用者からの問合せへの対応は、原則として京都大学の定める正規の勤務時間内とする。

(禁止行為)

第10条 利用者は、本サービスの利用にあたって以下の行為を行ってはならない。

- (1) 差別、名誉毀損、侮辱、ハラスメントにあたる行為
- (2) プライバシーを侵害する行為
- (3) 守秘義務に違反する情報の発信
- (4) 著作権等の財産権を侵害する行為
- (5) 本サービスを妨害する行為、他の利用者に迷惑を及ぼす行為、あるいはその恐れのある行為
- (6) その他、法令や京都大学の規程（個人情報の保護に関する規程、情報セキュリティに関する規程など）に違反する行為

(利用の停止)

第11条 センター長は、利用者が第2条の定義を逸脱する、または第10条の禁止行為を行ったと判断した場合は、本サービスの提供を停止することができる。

(利用者の責任)

第12条 本サービスは第2条の定義に基づき情報環境を提供するものであり、当該コンテンツ及び情報発信の行為とその結果に関しては、利用者が責任（以下に示すがこれに限定されない）を負うものとする。

- (1) 利用者は、本サービスを利用して行う情報発信等で生ずる問題の責任を負うこと。
- (2) 利用者は、本サービスを利用して行う情報発信等で問題が生じないように適正な努力を払うこと。
- (3) 利用者は、本サービスを利用して行う情報発信等で問題が生じた場合は、問題の解決にあたること。
- (4) 利用者は、管理する仮想専用サーバに関して、京都大学情報セキュリティ対策基準に沿った対応を行う責を負うこと。
- (5) 利用者は、登録したデータの消失等に備え、バックアップ等の対策を必要に応じて行うこと。

(データのバックアップ)

第13条 センターは、サーバの故障等に備えて、データの複写および保管(バックアップ)を行うことがある。ただし、このバックアップは本サービスの管理運営上行うものであり、データの復元を保証するものではない。

(免責)

第14条 センターは、本サービスの維持にできるだけの努力を行うが、本サービスにより発生する損害に対して責任を負うものではない。また、不慮の事故や障害などにより本サービスが利用できないことによる損害賠償・補償も原則として行わないが、センターに著しく明白な過失があった場合は負担金を上限とする。

(機密保持)

第15条 センターは、本サービスの提供に際して、法令の定める場合を除いて、利用者の個人情報や機密事項を利用者の許可なく第三者に提供しない。

(その他)

第16条 この規則に定めるもののほか、本サービスの利用に関し必要な事項は、センター長が定める。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和2年6月1日から施行する。